調査の概要

1 調査の目的

2005 年農林業センサスは、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく 諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の沿革

農業センサスは国際連合食糧農業機関 (FAO) の提唱する 1950 年世界農業センサス計画に沿って昭和 25 年から実施し、林業センサスは昭和 35 年から実施している。その後、「経済統計に関する国際条約」に基づき 10 年毎に世界農林業センサスとして実施するとともに、その中間年次に我が国独自の立場で農業センサスとして実施した。

今回から、これまで 10 年周期で実施してきた林業センサスを農業センサスと統合し、農林業センサスとして 5 年周期で実施することとなった。

2005年農林業センサスは、農業が12回目、林業が6回目の調査となる。(別表1参照)

3 根拠法規

統計法(昭和22年法律第18号)、統計法施行令(昭和24年政令第130号)、農林業センサス規則(昭和44年農林省令第39号)に基づいて行った。

- 4 調査の体系及び対象(別表2参照)
- 5 調査の期日

平成17年2月1日現在

6 調査事項

農林業経営体調査

- (1) 農林業
 - ア 経営の形態
 - イ 家族による経営を行っている場合は世帯員の状態
- (2) 農業
 - ア農業経営
 - イ 耕地面積
 - ウ農業用機械
 - 工 農業労働力
 - 才 農産物
 - カ その他
- (3) 林業
 - ア 山林面積
 - イ 林業労働力
 - ウ 林産物
 - エ その他

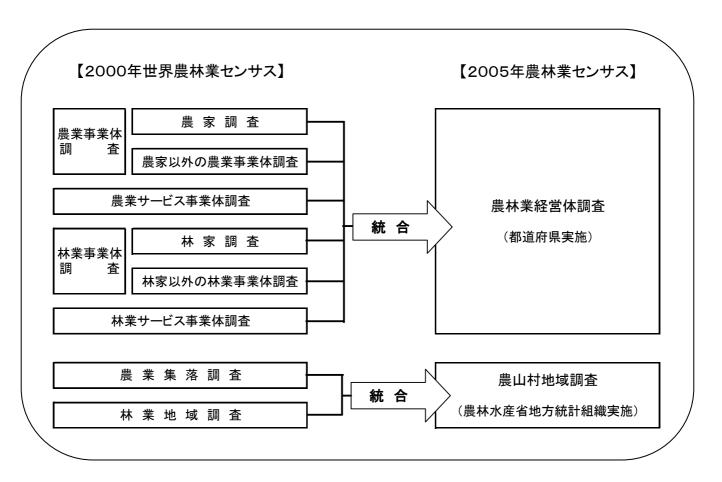
7 前回調査との改正点

(1)農林業経営体調査は、個人、法人別に行っていた調査を、経営に着目し、多様な担い手を一元的かつ横断的に捉える調査体系に変更した。

このため、今回は、前回の農業及び林業に関する6つの調査を統合し「農林業経営体調査」として1本化した。

また、前回までの「農家調査」は、12区(千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、渋谷区、豊島区、荒川区)は調査対象外であったが、今回から「農林業経営」に着目した調査としたため、全ての区市町村が対象となった。

(2) 農山村地域調査は、前回、農業、林業別に行っていた2つの調査を1つに統合した。



8 前回調査との比較

平成7年及び12年値は、今回調査対象から除外した三宅村の結果を含む。 また、平成17年値は、前回まで農家調査の対象外であった12区の結果を含む。

9 集計

- (1) 農林業経営体調査について、調査票は東京都で電算集計を行った。 なお、調査票作成の対象となっていない「自給的農家数」及び「総農家数」に ついては「調査客体候補名簿」を基に農林水産省で電算集計を行った。
- (2) 農山村地域調査は、農林水産省において電算集計を行った。

(別表1) 調査の沿革

昭和25年2月1日	昭和30年2月1日	昭和35年2月1日	昭和40年2月1日	昭和45年2月1日	昭和50年2月1日	昭和55年2月1日	昭和60年2月1日	平成2年2月1日	平成7年2月1日	平成12年2月1日	平成17年2月1日
1950年	昭和30年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年
世界農業センサス	臨時農業基本調査	世界農林業センサス	農 センサス	世界農林業センサス	農 センサス	世界農林業センサス	農業センサス	世界農林業センサス	農業センサス	世界農林業センサス	→ 農 林 業 センサス
世ンサス 農 農 業 事業 体調 査 農 農業事業 査 抽出農家調査 (1/20)	基本調查 農家調查 農業 農業 調	R	センサス 農家 講	農業事業体調査 農業事業体調査 農業事業体調査 農	センサス 農家以外の農業事業を 機合 環境を	農業事業体調査	セックス 農業事業体調査 農業事業体調査 農農調 地組織 地組織 ### 1	Total	セ 農業事業体調査 農業事業体調査 農場 サ 家 家業 ビ 地総 機農調 一業 地総 サウ素 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	農業調査	セン 株営
		(8月1日)		(8月1日)		(8月1日)		株業地域 調 査 (8月1日)		体調査 林	

(別表2)

1 調査の体系

調査の種類	調査の系統	調査方法
〔都道府県実施〕	農林水産省	
	都道府県	
農林業経営体調査	 	自計申告
7.5		
	指導員	
	調査員	
〔農林水産省地方統計組織実施〕	農林水産省	
		W = 1 + + T < 8
典 八十十 W 4 ↑ 3 円 ★	地方農政局等	他計申告及び
農山村地域調査	時りよりは休利。	行政記録の活
	取りまとめ統計・情報センター	用
	統計・情報センター	

2 農林業経営体調査の対象

- (1) 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業を営む者
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が一定規模(表1)以上の農業を営む者
- (3) 農作業の受託の事業を営む者
- (4) 保有山林の面積が3~クタール以上で、調査期日前5年間に継続して林業作業(育 林若しくは伐採)を行った者
- (5) 保有山林の面積が3へクタール以上で、調査実施年をその計画期間に含む「森林施業計画」を作成している者
- (6) 委託を受けて育林を行っている者
- (7) 委託を受けて素材生産を行い、過去1年間の素材生産が200立方メートル以上の者
- (8) 立木を購入し素材生産を行い、過去1年間の素材生産が200立方メートル以上の者

(表1)

露地野菜作付面積	15 アール
施設野菜栽培面積	350 平方メートル
果樹栽培面積	10 アール
露地花き栽培面積	10 アール
施設花き栽培面積	250 平方メートル
搾乳牛飼養頭数	1頭
肥育牛飼養頭数	1頭
豚飼養頭数	15 頭
採卵鶏飼養羽数	150 羽
ブロイラー年間出荷羽数	1000 羽
その他	調査期日前1年間における農産物総販売額
	50 万円に相当する事業の規模